

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和元年度 第1回 【足立区公契約等審議会】		
事 務 局	総務部 契約課		
開催年月日	令和元年6月13日（木）		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後3時50分		
開催場所	足立区役所11階 入札室		
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長	鈴木 欽哉 委員
欠席者			
会議次第	1 開会 2 議事 （1）定例審議 ・議案第1号 主要区画道路②Ⅱ区間電線共同溝整備工事 ・議案第2号 竹の塚小学校ほか1校便所改修工事 ・議案第3号 綾瀬小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託 ・議案第4号 足立区個人番号カード交付関連業務委託 ・議案第5号 足立区共通基盤機器更新業務委託(学校教育系) （2）公契約制度検討審議 ・議案第6号 令和元年度総合評価方式による入札予定について ・議案第7号 令和元年度予定価格事後公表の試行実施結果について（5月末現在） 3 報告事項 （1）平成31（令和元）年度定期監査結果について （2）平成30年度公契約条例適用契約等について （3）令和元年度の不調・不落について（4月～5月） （4）指名停止措置状況について（1月～5月） （5）低入札調査案件について（1月～5月） （6）足立区入札参加除外措置解除申請書の受理について （7）平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について （8）空調工事および給排水設備工事に係る入札参加制限等の取り扱いについて（入札参加制限等の変更） （9）建築工事に係る入札参加制限等の取り扱いについて（入札参加制限等の変更）		
資 料	定例審議資料、公契約制度検討審議資料、報告事項資料		

（審議経過）

1 開会

【総務部長挨拶】

・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開とするが、非公開情報に関する質疑があった場合には一旦中断し、議事を非公開とする。

ー全委員了承ー

2 議事

（1） 定例審議

・定例審議抽出説明

○飯塚会長

定例審議抽出理由として、議案第1号と議案第4号は案件内容を確認したいもの、議案第2号と議案第3号と議案第5号は契約金額が最も高いものを選定した。

工事契約3件

議案第1号 主要区画道路②Ⅱ区間電線共同溝整備工事

○工事契約係長

契約方式は施工能力審査型総合評価方式条件付一般競争入札、業種は土木工事、契約金額は2億1100万円余、契約の相手方は内田建設株式会社である。

予定価格は事後公表、予定価格の内訳は土木工事が約1億9800万円、電気工事が約1500万円である。

入札参加希望者は4者、格付は全者B、1者が応札し3者は辞退した。辞退理由は技術者不足等である。

落札者は価格点が2.26、施工能力評価点が19.5、総合点は21.76、落札率は99.06%である。

契約変更は1回行った。変更理由は交通

誘導員の増、発生土の処理経費等である。

発生土の量は工事内容によって異なる。今回は水分を多く含む土だったので、そのまま埋め戻しができなかった。

○田中副会長

落札率は相変わらず高い。

○契約課長

本件の予定価格は事後公表だったが、応札者は1者だけで、落札率は高かった。

○契約課長

本件は4者のうち3者が辞退したが、価格点を加算する前の段階で、内田建設は施工能力評価点が2位の業者より2.5点高かった。2位の業者が落札するためには、内田建設よりも安い金額で入札し、価格点で上回らなければならなかった。

工事成績評価点は過去の工事成績に応じて点数が付く。工事成績評価点で差が付くと入札での逆転は厳しくなる。工事成績が良い業者にとって、施工能力評価方式は望ましい制度といえる。

○鈴木委員

足立区に本店を構える建設業者で、工事成績が良い業者が多数いればいいと思う。

○田中副会長

そのとおりである。同じ格付にできるだけ沢山の業者がいるといい。

○飯塚会長

最終的に入札へ参加したのは内田建設1者だけである。競争の面から考えると、あまりよろしくないと思う。入札参加資格を満たす業者は14者とそれなりにいるが、入札に参加していない。入札参加見込者数

を予測することは難しいのか。

○契約課長

施工能力評価方式はいろいろな書類を提出しなければならない。業者が書類提出を面倒と考えたり、過去の工事成績があまり良くないので勝負にならないと考えると、辞退するものと思われる。

○飯塚会長

こうした状況が今後も続くのであれば、入札参加資格を拡げるなど検討が必要であると思う。

○契約課長

入札参加資格については、予定価格に応じた格付としているが、これは足立建設業協会との申し合わせ事項である。もし、入札参加資格を拡げるのであれば、足立建設業協会との話し合いが必要である。

○田中副会長

辞退が多いのはオリンピックの影響か。オリンピックが終われば、辞退が減ると思われる。このことは一時的なものなのか。

○総務部長

オリンピックの影響だけではないかもしれないが、要因の一つであると思う。

○田中副会長

オリンピックの影響による状況が落ち着いたらどうなるのか、推移をみてみたい。

○総務部長

公共工事はオリンピックが終わったからといって発注件数が大きく減ることはないと思われる。道路の整備や施設の更新など、一定程度の発注件数はある。

しかしながら、施工能力評価方式で入札参加者が増えるかどうかは分からない。手持ち工事を多く抱えていれば、現在と状況は同じかもしれない。

○田中副会長

現在の状況が変わらないのであれば入札参加資格を拡げるなど検討が必要かもしれないし、様々な影響による一時的なものであれば様子をみてもいいのではないか。

○総務部長

今年は例年に比べ発注件数が多い。暫く様子をみることにしたい。

○田中副会長

今年度は発注件数が多く、建設業界がバブルの状況であることによるものなのか、他の要因によるものなのか。今後の状況をみて、検討すべきであると思う。

○田中副会長

発生土の処理経費が高い。搬出先が限定されるためなのか。

○契約課長

かつて無断で山林に投棄することもあったようだが、現在はできない。

○田中副会長

他の項目と比べて、桁違いに高い。

○総務部長

処理経費は土の状態にもよる。コンクリートの殻なのか、純粋な発生土なのか、土の状態によって処理方法が変わる。以前は業者の自由処分に任せていたが、現在はそのようなことはできない。

○田中副会長

今後も発生土に何らかの問題があれば、処理経費が嵩むことになるのか。

○総務部長

発生土の問題は足立区に限ったことではない。公共工事においては掘削すると、誰かが埋めたわけではないが様々なものが出てくる。

また、水分が多い理由として、足立区は地下水位が高いので掘ると水が出るので、土木工事は大変である。

発生土の処理経費を設計上は通常どおり見込んでも、掘削したら新たな処理経費が必要となり、設計変更せざるを得ず、処分経費が嵩むケースがある。

○田中副会長

今後もこうした可能性はあるのか。

○総務部長

そのとおりである。

議案第2号 竹の塚小学校ほか1校便所改修工事

○工事契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、予定価格は9936万円余、業種は給排水衛生工事、契約の相手方は東京ガスオールワンエナジー、落札率99.69%であった。

同時期に発注した13件とは受注制限となり、金額の大きな案件から開札した。

入札参加希望者は7者、格付はAランクが6社、Bランクが1者であった。入札には2者が応札し、4者は辞退、1社は入札参加制限による無効だった。辞退理由としては積算が合わない等であった。

○田中副会長

一気に改修工事を進めるのか。これで全ての学校の改修工事が終わるのか。

○総務部長

未だ終わらない。今年度も約20校、大量の件数の工事を発注した。

○契約課長

4か年の計画で、順次改修する予定である。小中学校合わせて100校程改修工事を行うので、毎年大量に発注する。

○田中副会長

毎年25校ずつ工事しても4年掛かるということか。

○鈴木委員

学校側から、うちの学校を早く工事して欲しいという要望はあるか。

○総務部長

今の子どもは和式トイレを使えないし、古いトイレは暗い・汚い・使いづらいとの理由で改修工事の要望はかなり上がっている。新築や改築する学校以外は、一度に改修できないので計画的に進めている。

○飯塚会長

以前は和式トイレが多かったのか。

○総務部長

足立区では昭和40年代に建てられた学校が多く、ほとんど和式である。床がタイルのため、水を撒いて掃除している。新しいトイレは様式で、床は乾式のため、モップで掃除している。

洋式トイレで温水便座、おしり洗浄機も付いている。

○田中副会長

和式トイレを使ったことがない子どもはいきなり使えないと思う。

○総務部長

自宅で和式トイレを使っている子どもは皆無かと思われる。学校の改修工事を進める中で学習環境の改善を図っている。

○鈴木委員

工期に余裕がなく、短期間で工事を終わらせるため、苦労も多いのではないかな。

○田中副会長

一度に終わらないため、最初に工事した学校と最後に工事した学校では4年の差が生じている。

○契約課長

複数の学校をまとめて発注するので、同時期に工事を行うことになるため、技術者が少ない業者は入札に参加できない。

○飯塚会長

同種の入札を多数発注するような場合、比較的談合等が行われやすい傾向にあると思われる。

日頃チェックはしていると思うが、このように大量に発注する場合、横断的に見て何らかの傾向があるのかどうか、チェックすることが必要ではないかな。

○契約課長

工事内容が複雑な場合、細かく積み上げていくので積算に手間取ることはあるが、トイレ工事の場合、積み上げる項目が少なく、それほど積算も難しくない。見積で積算した項目が多くなければ、業者間の積算金額にそれほど大きな差は出ない。

入札の際には積算資料として、単価が入っていない、いわゆる金抜きの明細書も交付している。単価を入れていけば、工事費は積算できるようになっている。

○田中副会長

そうすると入札金額が同じような額になってしまうのか。

○総務部長

飯塚会長が懸念されている、いわゆる談合や受注調整のような行為は基本的にないものと考えている。

辞退については発注件数が多いことに加え、諦めていることもあるかと思われる。

区内業者は規模が大きくなく、技術者を沢山抱えている訳ではない。技術者がいないため、入札に参加したくても参加できないケースもあるかと思う。

○鈴木委員

入札参加希望者のうち、経営不振の区内業者を把握する方法は何かあるのか。

明らかに経営が破綻している業者は分かるし、入札に参加しないだろうが、破綻に近い業者をどのように把握しているのか。

○契約課長

業者の経営状況については、入札情報の掲載された専門誌で必ず確認している。その他には、工事主管課の担当者は毎日現場に入っているため、何らかの異常があれば工事主管課から情報が入る。

過去にAランクの坂田工業が倒産した際には、下請業者が資材を持ち出していることを担当者が不思議に思い、坂田工業の事務所へ確認に行ったところ、倒産した旨の紙が張り出されていた。

○田中副会長

下請業者は現場から持ち出した資材を売却するのか。

○契約課長

そのとおりである。

○総務部長

下請業者も債権者なので、工事代金をいくらかでも回収したいと考えている。

受注者が倒産することは滅多にない。坂田工業は区内業者の中では大手だったのでまさか倒産するとは思っていなかった。

なお、坂田工業が受注していた工事は他の業者が引き継いで完成させた。

○契約課長

坂田工業の倒産以降、受注者が倒産した事例はない。

議案第3号 綾瀬小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、業種は建築設計、契約金額は1億3100万円余である。

入札参加希望者は5者、全者応札した。

落札者は株式会社大建設東京事務所、落札率80.14%であった。

○契約課長

業務委託の予定価格は事後公表である。

○田中副会長

落札率が低い。一方で、予定価格を超えた業者もあり、入札金額の最高額と最低額の幅が20%以上ある。

○契約課長

発注する時期によって、設計事務所も人員に余裕がある時期と手持ち案件が一杯で人員に余裕がない時期とがあるので、引き受けてもいいと考える金額も違ってくるのかと思われる。

物品契約2件

議案第4号 足立区個人番号カード交付関連業務委託

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、業種は委託契約、契約金額は6370万円余である。落札者はりらいあコミュニケーションズ株式会社、落札率65.9%であった。

官公庁実績のある10者を指名したが、1者が応札し、9者が辞退した。辞退理由としては、確実な業務履行が困難なこと、受託要件を満たしていないことに大別される。仕様書で定めた詳細な条件を満たす業者が少なかったものと思われる。

予定価格は前年度の受注者に依頼した見積金額とした。本件の契約期間終了後、平成31年度も同じ内容で発注し、りらいあコミュニケーションズが落札した。

○田中副会長

りらいあコミュニケーションズは今年度も受注したので通算3年目になるのか。

○物品契約係長

当初は、平成27年12月にプロポーザルで決定し、平成29年3月31日まで受注しました。平成29年度は特命随契、平成30年度以降は指名競争入札で受注し、5年目になる。

○田中副会長

競争性の観点からいうと受注者が一社に偏っていることは少し気になる。

○鈴木委員

委託業務ではこのような継続するもの、例えばコンピューター関係の業務は随意契約にせざるを得ない。こういった専門的な業務は契約期間が短すぎてもいけないし、長過ぎても弊害がある。どこかで契約方法を見直すことが必要である。

○総務部長

委託業務は内容が様々で、高度な知識や経験の必要な業務と単純作業業務がある。

本件はマイナンバーカード交付業務であり、初年度はプロポーザル方式で受注者を決めた。受注者は次第に知識が増えて、経験を積んだことから、次年度は特命随契とした。

このまま特命随契を続ける訳にもいかないため、4年目以降は指名競争入札に切り替えたが、結果として知識・経験を持っている業者が受注した。このような傾向はある。こうしたことは良いとは言えないが、難しいところである。

○田中副会長

受注者を替えたらいいいというものでもない。区民の利益を考えると、ある程度の期間、契約を継続した方がいい業務もある。

○総務部長

委託業務の内容によって、特命随契とするかどうか分けている。例えば、本庁舎の清掃業務は単年度契約としている。

○鈴木委員

単純な業務であれば契約金額の安い方がいいし、いろいろなノウハウが必要な業務であれば、ある程度の期間、契約を継続するのはやむを得ないと思う。

○飯塚会長

落札率がかなり低いのは何か理由があるのか。

○契約課長

業務内容や業者にもよるが、見積金額は受注できるどうかかわからないので概算で積算し、実際の入札は詳細に積み上げた金額で応札することがある。見積金額と入札金額の差が大きい場合には、こうした結果になる。

業者も忙しいので概算で積算し、区に予算措置をしてもらえるよう、見積金額は多めにする場合もある

○総務部長

予定価格と落札金額があまり乖離すると当初の予算金額が誤っていたのではないかと区議会から指摘される。本件の落札率は予定価格と比べ40%安いので、理屈上では契約差金相当分の予算金額は、他の事業の予算措置をすることができたのではないかということになる。

実際には、適正に予定価格を計上しないと業者に受注してもらえない。

決して余裕をみて予算を立てている訳ではない。業者によっては、手持ちのノウハウや人員を活用し、安く受注できる。安ければ、それに越したことはない。

○総務部長

マイナンバーカードは未だ普及率が低く足立区は10%程度である。

国を挙げて、マイナンバーカードの普及と利活用の促進に取り組んでいるところである。

○飯塚会長

予定価格は昨年の落札金額を参考にしたのか。

○契約課長

前年度の落札金額をベースにして、物価上昇率や業務量とか、プラスアルファを考慮するが、一方で業者に見積を依頼すると見積金額を無視することはできない。

今回の案件はどれくらいの割合なのか、主管課から詳細までは聞いていない。契約課では主管課が積算した予定価格を修正することはない。

議案第5号 足立区共通基盤機器更新業務委託(学校教育系)

○物品契約係長

契約方式は特命随意契約、業種は委託契約、契約金額は2億3700万円余、契約の相手方は日本ヒューレット・パカード株式会社である。

特命随意契約の理由としては、既存の業務を稼働させながら作業を確実に行う必要があること、著作権法上で他の事業者が作業を行うことができないことである。

○契約課長

当初の契約金額は約1億円、随意契約の契約金額は2億を超え、当初の金額を上回るが、やむを得ない面がある。

当初の契約を受注した業者との随意契約ではこうした傾向がある。

○飯塚会長

毎年、概ねこれくらい金額で契約するのか。

○契約課長

毎年ではない。一定の年数で契約を更新していくので、更新時に経費が発生する。

○鈴木委員

昔は1円入札ということもあった。

○総務部長

当初は安い金額で受注し、契約更新は高い金額で受注するようなことは現在ない。

電算システムはベンダーが既存のパッケージで対応すれば安く済むが、カスタマイズすると初めての仕様で構築していくため高くなる。

○田中副会長

ある程度は仕方がないのかもしれない。大手企業なので業務内容はしっかりしていると思われる。

○契約課長

以前、経理課長会で、業務委託契約の低入札について話題になったことがある。こうした業務委託契約の入札には最低制限価格を設定できないのが悩みの種である。

最低制限価格を考慮すると価格競争ではなく、プロポーザルにせざるを得ないが、プロポーザルは選定作業に日数が掛かる。

業者にとっては書類作成が大変だと応募しないことも考えられる。悩ましい問題である。

○飯塚会長

議事第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認めた承できるか。

ー全委員了承ー

(2) 公契約制度検討審議

議案第6号 令和元年度総合評価方式による入札予定について

○契約課長

総合評価方式に関する評価項目や評価基準等は前年度と変わらない。年度当初に評価項目や評価基準等を確認していただいた後、同一年度内の総合評価方式による入札の際にはこれらの説明を省略している。

今年度については国庫補助金の対象事業がないため、令和元年5月31日現在、実施予定はない。

○鈴木委員

地域貢献点の点数をどうみるのか。

価格点や工事成績評価点はあまりいじる必要はないと思う。技術力のある業者ならば問題がないと思われる。

○契約課長

当初、総合評価方式の点数は、価格点と工事成績評価点だけであった。その後、施工能力評価点に地域貢献点等が加わった。

現在は工事成績評価点の満点が13点、施工能力評価点の合計点数24点なので、割合が5割程度にまで下がっている。

これ以上地域貢献点の点数を増やすと工事成績の割合が下がるので、その点をどう考えるか。

時代の流れでやむを得ないのか、技術力のある業者に任せたいので工事成績の割合が高い方がいいのか、なかなか難しい問題である。

○鈴木委員

工事は価格と品質が大事である。

○田中副会長

品質が第一である。

○鈴木委員

点数の割合を見直す必要がなければ、特に意見はない。

○契約課長

当区の場合、価格点と施行能力評価点の比率は1対1であるが、施行能力評価点の比率が大きくしている区もある。様々な項目を追加していくと、施行能力評価点が大きくなる傾向がある。比率を1対1.5としようにする方法もある。

そのようにすることがいいことなのか、価格と品質を担保できる、こうした業者を選定できるか問題である。

○田中副会長

来年度審議する際には、他区の状況が分かるといい。

○飯塚会長

議案第6号については、総合評価方式として、評価項目や評価基準等については、事務局案のとおり、了承できるか。

ー全委員了承ー

議案第7号 令和元年度予定価格事後公表の試行実施結果について（5月末現在）

○契約課長

17件実施し、落札者が決定は15件、内訳は初度入札が8件、再度入札1回目4件、再度入札2回目3件、不調・不落が1件、中止が1件である。

予定価格別にみると、予定価格1億円以上1億8千万円未満は12件あり、10件決定した。平均落札率は97.93%、契約差金は2800万円余である。初度入札で予定価格内に収まった応札業者は少ない。

また、1億8千万円以上は5件あり、全件決定した。平均落札率は95.56%、契約差金は7450万円余である。

計 17 件の平均落札率は 97.14%、
契約差金合計は 1 億 300 万余である。

○契約課長

予定価格を事後公表としたことで落札率
が 100%に近い案件は少なくなった。

○田中副会長

予定価格を事後公表したことで落札率は
下がっているが、1 回目の入札で決まらず
2 回目の入札で決まる確率も増えてきてい
るのか。

○契約課長

そのとおりである。一方、先ほど審議し
たトイレ改修工事は積算がそれほど難しく
ないので、業者と区との単価が一致すれば
落札率は予定価格に近くなる傾向がある。

積算項目が多い工事だと、落札率に差が
出てくる。

○飯塚会長

トイレ改修工事の落札率は 99%を超え
ている。

○鈴木委員

トイレ改修工事において、特に立派なト
イレを作ることはないと思われるので、予
定価格と同じような落札額になるのか。

○田中副会長

トイレ改修工事は使う資材も同じだろ
うし（道路工事と異なり）掘っても何も出
てこないだろうから。

○田中副会長

引き続き試行実施に取り組まれない。

○飯塚会長

議案第 7 号については、落札率に変化が
見られるなど一定の効果があったと思われ
るため、引き続き今後の落札結果を注視し
ていくことでよろしいか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

（1）平成 31（令和元）年度定期監査結
果について

○契約課長

平成 30 年度の工事契約実績は合計件数
349 件、合計金額は約 114 億円、物品
契約実績は合計件数 2612 件、合計金額
は約 360 億円であった。

検査事務は工事検査が 728 件、物品検
査が 182 件であった。

履行期限遅延に伴う違約金は 2 件、契約
解除に伴う違約金および収入未済繰越額は
11 件であった。

○契約課長

監査委員からは、契約解除に伴う違約金
及び収入未済繰越額に関する質問が最も多
かった。

○田中副会長

道路改良工事の違約金は徴収できるか。

○契約課長

これは徴収できないと思う。暴力団と関
わりのある企業と判明した段階で契約を解
除し、違約金を請求したが、未だに違約金
が徴収できず残っている。

この工事自体は他の業者が引継いで完成
させた。

○飯塚会長

業者に対する違約金の請求については、

任意の交渉か、訴訟を提起しているのか。

○契約課長

訴訟は提起していない。請求しているが納付されない。

○飯塚会長

会社自体は実態がないのか。

○契約課長

現状について詳細は警視庁に照会しないとわからない。大きな動きがない限り、警視庁から細かい情報までは提供されない。

○飯塚会長

訴訟を提起して差し押さえ等ができる状況ではないのか。

○契約課長

契約解除した当時調査したが、差し押さえできる物件はなかったと記憶している。

○総務部長

違約金は私債権なので、何らか手続をしない限り消えないため、時効を待っている状況である。

○飯塚会長

他にも金額が大きいものの古い案件があるが、どのような状況か。

○契約課長

会社から事業の存続ができないとの連絡があり、契約を解除して違約金を請求したが、その後は動きがない状況である。

○田中副会長

これも時効待ちか。

○契約課長

そのとおりである。

○契約課長

昨年度の案件は会社の代表者が亡くなった後、事業を承継する者が決まらず履行できないため契約を解除したものである。

会社自体は登記簿上存続しているので、家族に配達証明郵便を送付したが、連絡が取れない状況である。

○田中副会長

悩ましいところである。

○契約課長

定例審議の質疑において、区内業者の破産に関する質問があった。

当該業者は破産したような状況だが、保守点検業務の年度契約を請け負ったものであり、公募案件の入札参加希望業者ではないため経営状況までは審査していない。

○鈴木委員

民間企業であれば、少額の場合には債権を放棄し落としてしまうが、役所としてそのような事はできないか。

○総務部長

債権を放棄し落としてしまう事はできないので、手続きを踏んで処理していく。

○鈴木委員

補足すると民間企業でも損金で落とせないものは債権放棄しない。損金で落とせるとの前提で債権放棄したらどうか述べたものである。

(2) 平成30年度公契約条例適用契約等について

○契約課長

適用契約は、工事契約が7件、業務委託契約が10件、指定管理協定は地域学習センター外9件、保育園が1件である。

(質疑なし)

(3) 令和元年度の不調・不落について
(4月～5月)

○契約課長

5月31日現在、不調は15件、内訳は設計が6件、工事等で9件である。

今年度はトイレの改修工事を多数発注した。設備業者だけでは対応できないと思われたため、業種を拡げ建築工事でも発注したが、それでも7件不調になった。

6月以降再度発注し、夏休みに工事できるよう努めている。

トイレの改修工事における不調の原因として、オリンピックを来年に控え、メーカーも機器の生産が間に合わないこと、下請業者が集まらないことを業者から聞いている。

○田中副会長

夏休みが終わり新学期から新しいトイレが使えるようになるといいが、機器がなければ工事できない。

○総務部長

メーカーの生産能力にも限界があるので急に増産できない。

(4) 指名停止措置状況について(1月～5月)

○契約課長

件数は4件で、いずれも物品契約の登録業者である。

○飯塚会長

アデコが起こしたメール誤送信の件数はどのくらいか。

○契約課長

20件程度である。スキルアップのため就職のマッチング事業において、希望者の個人情報を誤送信したものである。

○総務部長

事業者がBCCで送信すべきところ、CCで送信したため、誰に送信したのか、他人のメールアドレスを漏洩させた。初歩的なミスである。

○田中副会長

被害者からクレームは出ているのか。

○総務部長

被害者からのクレームは特になかった。発注者の区と受託者が被害者にお詫びをして事無きを得たが、信用失墜行為にあたるので指名停止とした。

(5) 低入札調査案件について(1月～5月)

○契約課長

案件は3件である。事情聴取し、履行可能と認められたため、いずれも落札者として決定した。

○契約課長

解体工事は競争が激しい。予定価格は事前公表としているが、他の業種と異なり落札率はかなり低い。

○田中副会長

これまでも解体工事の落札率は低い。自社で機材等を調達できるとの理由がしっか

りしているようなので、問題ないと思う。

(6) 足立区入札参加除外措置解除申請書の受理について

○契約課長

暴力団との関わりが疑われることから入札参加除外措置とした業者から、本年3月暴力団との関わりが無くなったとの事由より、除外措置解除の申請があった。

排除措置要綱では排除措置期間が経過した後、警視庁へ照会し、暴力団との関与を確認することとしているため、その旨を回答した。

現在、排除措置としているのは3件である。

○田中副会長

要綱どおり運用しているということか。

○契約課長

排除措置期間は最高24か月であるが、期間満了後も関わりがないと認められなくなるまで排除措置は継続する。

業者としては社名も変更したので、ホームページ上から業者名を削除して欲しいと考え、期間満了前に申請したと思われる。

○飯塚会長

旧社名で掲載されているのか。

○契約課長

そのとおりである。

○田中副会長

調べれば社名を変更したことは分かるのではないか。

○契約課長

分かると思われる。

(7) 平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

○契約課長

年度が改まってから新労務単価を適用するところ、建設業における労働者の賃金上昇を踏まえ、適用開始時期を1か月前倒し契約変更する。対象工事は5件である。

また、残工期が2か月以上の工事についてもインフレスライド条項で契約変更を行う。

実効性を担保するため、誓約書の提出を求める。

(質疑なし)

(8) 空調工事および給排水設備工事に係る入札参加制限等の取り扱いについて
(入札参加制限等の変更)

○契約課長

年度当初に空調工事および給排水設備工事を19件発注するため、4月1日から5月10日までの間、設備工事のため同種としている空調工事と給排水設備工事を別業種と扱うことにした。しかしながら、トイレ改修工事において不調が発生している。

不調となった案件を再度発注する際にはこうした特例措置は設けていない。

○田中副会長

不調の原因はトイレ改修工事が短期間に集中しているせいではないか。入札参加資格を緩和しても、人手の問題とか、資材の問題とか、難しいのではないか。

○総務部長

トイレ改修工事は学校の休み期間中に終

わせたいが、思うようにはいかない。

○田中副会長

トイレ改修工事は頻繁に行うものではないので、大量に発注すると対応が難しいのではないかと。

○鈴木委員

学校におけるトイレの洋式化は時代の流れである。夏場のクーラー設置も同様かと思われる。

○田中副会長

夏場はこれだけ気温が上がると、クーラーを設置しないと耐えられない。

不調にならないよう、いろいろと努力していただきたい。

(9) 建築工事に係る入札参加制限等の取り扱いについて(入札参加制限等の変更)

○契約課長

建築工事についても年度当初に14件発注するため、設備工事と同様に4月10日から5月31日までの期間、入札参加制限を緩和した。

しかしながら、トイレ改修工事において不調が発生している。

不調となった案件を再度発注する際にはこうした特例措置は設けていない。

○田中副会長

建築工事と設備工事と、2つの緩和措置を講じて、トイレ改修工事は不調が避けられなかったのか。

○契約課長

そのとおりである。

(10) その他

○鈴木委員

消費税率が10月に引き上げられるが、経過措置等も含め、対応は進んでいるのか。

○契約課長

事務処理方法として、年度契約は10月から税率が10%に上がるという前提で締結している。もし、上がらなかった場合には減額変更する予定である。

長期継続契約等の複数年契約についてはこれから契約変更を行う予定である。

また、工期が延びた案件については、内容に応じて適宜契約変更する予定である。

可能な限り、漏れのないよう対応する。

○鈴木委員

了解した。

○飯塚会長

契約条項では契約変更できることとしているのか。

○契約課長

約款で定めている。

連絡事項

○契約課長

今回の審議会の具体的な日程は未定であるが、9月を予定している。できるだけ早期に日程調整する。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとする。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願いたい。委員全員が内容を確認したら、区長に提出したい。よろしいか。

－全委員了承－

○飯塚会長

以上を持って令和元年度第1回足立区公
契約等審議会を閉会する。円滑な議事進行
にご協力をいただき感謝したい。